

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和八年二月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和六年一月三十一日

指令令川建セ第〇五〇一六〇号

二 検査済証番号

令和八年二月十日

川建セ第〇七〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木五千五百十八番の一部、五千五百十九番の一部、五千五百二十番、五千五百二十一番、五千五百二十二番、五千五百二十三番、五千五百五十八番、五千五百六十六番、五千五百六十二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町大字七本木五千五百十八番地

上里町長 山下 博一